

償還払いの申請について

- 対象治療が高額療養費の算定基準額を超え、窓口で1万円を超えて支払った場合には、県への償還払いの申請が必要です。手続きにより、後日指定の口座に医療費が払い戻されます。必要な書類を揃え、下記の申請窓口へ申請ください。

必要な書類

- 1 償還払い申請書 県ホームページ又は申請窓口で配布
- 2 当該月において受診したすべての医療機関・薬局が発行した領収書及び診療明細書
- 3 医療記録表の写し
- 4 振込先の口座番号等が確認できる資料
- 5 参加者証の写し
- 6 医療保険の資格情報が確認できる書類の写し 下記①～③のいずれか
 - ①資格情報のお知らせの写し
 - ②マイナポータル資格情報の画面を印刷したもの
 - ③資格確認書の写し
 ※マイナンバーによる情報連携を行う場合は省略可
- 7 申請者の所得区分を確認することができるものの写し 下記①～③のいずれか
 - ①マイナポータル限度額適用認定証関連情報の画面を印刷したもの
 - ②限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
 - ③限度額適用認定証等の適用区分が記載されている資格確認書の写し
- 8 マイナンバー（個人番号）提供書 マイナンバーによる情報連携を行う場合のみ
 - ※「マイナンバー（個人番号）提供のお願い」を必ず参照してください
- 9 肝炎治療自己負担限度額管理表の写し 肝炎治療受給者証を持っている方のみ

申請窓口・問い合わせ先

お住まいの地域を管轄する下記の厚生センター・支所又は富山市保健所にお問い合わせください。
(時間：平日 午前8時30分～午後5時まで)

お住まいの地域	厚生センター・支所又は保健所	電話番号
黒部市・入善町・朝日町	新川厚生センター	0765-52-2653
魚津市	新川厚生センター魚津支所	0765-24-0359
滑川市・舟橋村・上市町・立山町	中部厚生センター	076-472-1234
高岡市	高岡厚生センター	0766-26-8414
射水市	高岡厚生センター射水支所	0766-56-2666
氷見市	高岡厚生センター氷見支所	0766-74-1780
砺波市・南砺市	砺波厚生センター	0763-22-3512
小矢部市	砺波厚生センター小矢部支所	0766-67-1070
富山市	富山市保健所	076-428-1152

関連ホームページ

富山県ホームページ

- 肝炎・重度肝硬変治療研究促進事業について

富山県 肝炎

検索



- 医療費の払い戻し(償還払い)について

富山県 医療費の払い戻し

検索



肝炎・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関

- 肝炎情報センターの「肝炎医療ナビゲーションシステム」(肝ナビ)から、全国の指定医療機関を検索できます。

肝ナビ

検索



厚生労働省ホームページ

厚生労働省 肝炎

検索



富山県厚生部健康対策室健康課がん対策推進担当 TEL 076-444-3224

(R8.7月作成)

肝炎・重度肝硬変の方

医療費の助成対象かもしれません

治療 2 月目から 入院^{※1}も通院^{※1}も 自己負担 月 1 万円へ

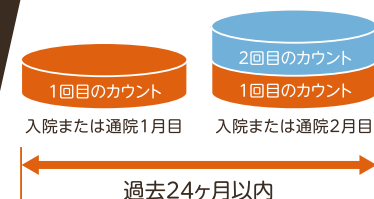
1 月あたり 最大47,600 円の医療費の助成が受けられます!^{※2}

条件1

B 型・C 型肝炎ウイルス
が原因の「**肝炎**」や「**重度肝硬変**」
の治療を受けている

1 月基準額を超えた
段階で申請できます

条件2



条件3

参加者証の取得

指定医療機関にて「**臨床調査
個人票**」を記入してもらい、
「**医療記録票**」の写し等を添付し、都道府県に「**参加者証**」の
交付を申請してください。

- 入院又は通院している医療機関が、指定医療機関に指定されていない場合は、都道府県に相談してください。

過去2年間(24ヶ月)で、1月あ
たりの医療費[※]の窓口負担が
**高額療養費の
基準額を超える月が
2月以上ある場合**

※対象となる疾患による治療目的の医療費に限ります。

条件4

年収約**370万円以下**

※1 肝炎、重度肝硬変の入院治療、肝炎の通院治療(分子標的薬を用いた化学療法、肝動注化学療法、粒子線治療)が対象となります。

※2 助成を受けるためには、参加者証の交付後、1月の対象となる疾患による治療目的の医療費が高額療養費の基準額を超える必要があります。

／ 令和6年4月1日より申請しやすくなりました。／

条件すべてに該当する方は、申請することができます



B型・C型肝炎ウイルスによる 肝がん・重度肝硬変の医療費助成制度の詳細

「参加者証」の申請に必要な書類

- 1 参加者証交付申請書 県ホームページ又は申請窓口で配布
- 2 臨床調査個人票及び同意書 指定医療機関の医師が作成
- 3 医療記録票の写し
- 4 住民票の写し 続柄があり、申請日前3か月以内に発行されたもの
※マイナンバーによる情報連携を行う場合は、マイナンバー記載ありのもの
- 5 申請者の医療保険の資格情報が確認できる書類の写し 下記①～③のいずれか
 - ①資格情報のお知らせの写し
 - ②マイナポータル資格情報の画面を印刷したもの
 - ③資格確認書の写し
※マイナンバーによる情報連携を行う場合は、省略可
- 6 申請者の所得区分を確認することができるものの写し 下記①～③のいずれか
 - ①マイナポータル限度額適用認定証関連情報の画面を印刷したもの
 - ②限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
 - ③限度額適用認定証等の適用区分が記載されている資格確認書の写し
- 7 マイナンバー（個人番号）提供書 マイナンバーによる情報連携を行う場合のみ
※「マイナンバー（個人番号）提供のお願い」を必ず参照してください
- 8 市町村民税非課税証明書 必要な場合のみ
※マイナンバーによる情報連携を行う場合は、省略可
- 9 同意書 非課税証明証と併せて必要。県ホームページ又は申請窓口で配布
- 10 肝炎治療自己負担限度額管理表の写し 受給者証を持っている方のみ

助成方法

- 指定医療機関の場合 医療記録票を書いてもらう
- その他の医療機関の場合 医療記録票を書いてもらうか、自分で書く
- 指定医療機関で説明を受け同意書にサインし、個人票を書いてもらう
- 必要書類をそろえて都道府県に申請する
- 認定協議会で書類が協議され、認定されると参加者証が交付される
- 入院・通院で対象医療を受けるときは参加者証・医療記録票を提示する
- 入院の場合 医療機関窓口で自己負担額が1万円になります。
- 通院の場合 償還払いで自己負担額が1万円になります。
(都道府県への請求後、高額療養費の基準額との差額を支払います)

よくあるご質問



どのような制度か教えてください。
肝がんの治療中であれば受けられるのですか？

B型・C型肝炎ウイルスを原因とする肝がん、(重度)肝硬変と診断されている方で、年収約370万円以下であることなど、一定の条件を満たしている場合に助成を受けることができる制度です。



医療記録票、臨床調査個人票及び
同意書の記入方法を教えてください。

同意書を除き、臨床調査個人票は指定医療機関、医療記録票は指定医療機関、薬局で記入してもらいましょう。指定医療機関以外で対象となる医療を受けた場合は、ご自身で医療記録票を記入いただくことになります。



助成を受けるためには、
どこに何を申請すれば良いでしょうか？
申請書類や申請方法について教えてください。

助成を受けるためには、都道府県に「参加者証」を交付してもらうための申請が必要となりますので、必要書類をご用意いただき、都道府県に申請をお願いします。申請窓口は都道府県のHP等でご確認ください。
都道府県(場合によっては医療機関)から、医療記録票、臨床調査個人票及び同意書を受け取り、指定医療機関や薬局で記入してもらいましょう。



条件を満たした場合の助成内容について、
自己負担はいくらになるのか、高額療養費制度と
同時に使えるのか教えてください。

高額療養費の基準額を超えた月の自己負担額が1万円となります。1月あたり、最大で47,600円の助成が受けられます。高額療養費制度も同時に使うことができます。



年収約370万円以下というのは
どのように確認すれば良いのでしょうか？

年収約370万円以下の条件を満たすかどうかの確認は、ご自身の高額療養費の限度額適用認定証の所得区分(適用区分)をご確認ください。
70歳未満の方であれば「区分エ」か「区分オ」の方、70歳以上の方であれば「II」か「I」の方(70歳以上の方で、所得区分が「一般」の方は一部負担金の割合が「1割」か「2割」の方)が対象になります。



この制度は、現在、自分が通っている
医療機関以外でも利用することができますか？

この制度の指定医療機関であれば医療機関が変わっても利用できます。
対象の医療機関については、肝炎医療についてまとめている情報サイト「肝ナビ(肝炎医療ナビゲーションシステム)」が各都道府県のHP等でご確認ください。また、薬局については治療薬の取扱いがあれば、どの薬局でもご利用いただけます。



対象となる方（次の条件を全て満たす方）

- B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変と診断された方
- 医療保険に加入している方
- 世帯年収約370万円未満であり、下表の年齢区分に応じた区分に該当する方

年 齢 区 分	対 象 区 分
70歳未満	高額療養費制度の限度額適用認定証又は 限度額適用・標準負担額減額認定証の所得額の適用区分が「エ」又は「オ」
70歳以上75歳未満	医療保険者における一部負担金の割合が「2割」（所得区分がI、II、一般のいずれか）
75歳以上	後期高齢者医療制度における一部負担金の割合が「1割」又は「2割」（所得区分がI、II、一般のいずれか）

- 富山県内に住所を有する方
- 肝がん・重度肝硬変の治療の研究に同意していただける方
- 対象となる医療について、過去24ヶ月以内に1月以上高額療養費の算定基準額を超えた方

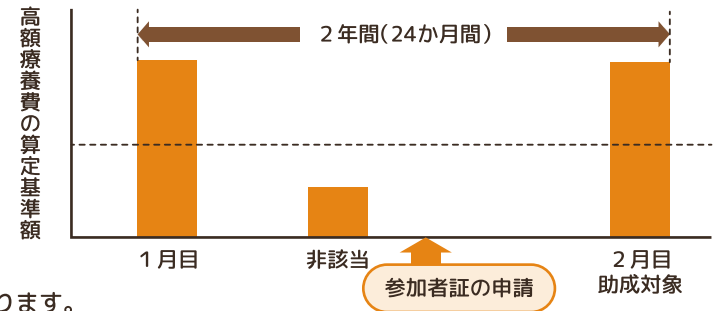
対象となる医療

- 肝がん・重度肝硬変に関する入院治療
- 肝がんの「分子標的薬を用いた化学療法」、「肝動注化学療法」、「粒子線治療」による通院治療

※いずれも保険適用の医療に限ります。

申請可能な時期について

- 過去24ヶ月以内に対象医療の高額療養費の算定基準額を超える月が1月以上となれば申請可能です。



申請手続きの流れ

※申請から参加証の交付等までに2～3か月程度かかります。



※左ページの必要書類に加え、肝炎治療受給者については、「肝炎治療自己負担限度月額管理票」の写しも一緒にご提出ください。

お手元に参加者証が届いたら

- 対象の治療を受けるときは、医療機関や薬局で**参加者証・医療記録票**を提示してください。
- 高額療養費の算定基準額を超える治療2月目から医療費の助成が受けられます。(有効期間の範囲内に限ります。)

⇒入院の場合、**医療機関窓口で自己負担額が1万円**となります。

⇒通院の場合、一旦窓口で自己負担額をお支払いいただくため、**償還払いの申請が必要**です。
申請により、1万円と高額療養費の限度額との差額を後日県がお支払いします。
申請には**領収書・明細書が必要になるため、大切に保管**してください。

※償還払いの申請書類・申請窓口は裏面をご覧ください。

